

令和 8 年第 4 回

美幌町農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 2 1 日 1 日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和8年7月21日(火) 午後1時30分から午後1時55分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

	1 番	瀬 尾 和 義 君		2 番	田 中 康 弘 君
	3 番	小 谷 直 巳 君	職務代理	4 番	鳥 井 隆 君
農地部会長	5 番	高 柳 博 樹 君		6 番	川 尻 眞 幸 君
	7 番	鎌 仲 照 幸 君		8 番	松 浦 健 君
振興副部会長	9 番	川 原 直 人 君		10 番	横 山 直 子 君
	11 番	酒 井 祐 二 君		12 番	中 村 寿恵子 君
	13 番	川 尻 良 子 君		14 番	大 屋 秀 和 君
農地副部会長	15 番	大 前 真 幸 君		16 番	飯 島 優 浩 君
	17 番	安 藤 尚 浩 君	振興部会長	18 番	武 田 透 君
	19 番	溜 井 義 彦 君	会 長	20 番	梅 津 幸 一 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	水 上 修 一 君	主査	山 内 慶 治 君
主事	龍 瀧 宗 良 君	主事	佐 保 竣太郎 君
臨時筆生	寺 田 裕 子 君		

議 事 日 程

令和 8 年第 4 回 美幌町農業委員会総会
令和 8 年 7 月 2 1 日 午後 1 時 3 0 分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 5 号	第 2 回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第 6 号	農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の 要件確認結果の報告について
日 程 第 7	議案第 1 0 号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による 農用地利用集積等促進計画案について
日 程 第 8	議案第 1 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第 1 2 号	現況証明願について
日 程 第 1 0	議案第 1 3 号	農業経営基盤強化促進法第 2 2 条第 1 項の規定による 農用地の買入協議要請について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は20名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和8年第4回美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては梅津会長にお願いいたします。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名いたします。議事録署名委員は議席番号7番 鎌仲委員、同じく議席番号8番 松浦委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、佐保主事を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案4件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間といたしたいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。この中から6月25日から26日に札幌で行われた北海道農業会議総会並びに北海道農業者年金協議会総会について報告いたします。その内容ですが25日午後から第二水産ビルにて農業会議総会が行われ、提案された第1号議案から第2号議案について全て原案どおり承認されました。また、26日午後より同じく第二水産ビルで北海道農業者年金協議会総会が行われ、提案された第1号議案から第5号議案について全て原案どおり承認されました。なお、この会議の資料につきましては事務局に保管してありますので必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定いたします。
事 務 局	日程第5、報告第5号「第2回 振興部会会議結果報告について」を議題といたします。部会長の報告をお願いします。
振興部会長	第2回 振興部会 会議結果報告書。 振興部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。 令和8年6月24日。

	美幌町農業委員会 振興部会長 武田透。 美幌町農業委員会 会長 梅津幸一様。 記 1 案件（１）視察研修に係るアンケート結果について （２）研修積立金について 2 開催日時 令和８年６月２４日 水曜日 総会終了後 3 開催場所 議会第１・第２説明員控室 4 出席者 私他９名、梅津会長、事務局 水上事務局長、山内主査 5 会議結果につきましては事務局よりお願いいたします。
事務局	会議結果についてご報告いたします。（１）視察研修に係るアンケート結果について参考資料１頁のアンケート結果のとおり、令和８年度は積立期間といたしますが、時期を見て視察研修の実施を再検討することとしました。（２）研修積立金について。視察研修の実施を再検討した結果、急遽、実施することになっても対応できるように８月の報酬から１５,０００円を積み立てることとしました。ご説明は以上でございます。
議長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議長	ご異議なしと認め、報告第５号「第２回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定いたします。
議長	日程第６、報告第６号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。
事務局	今月の農地法第６条第１項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案６頁から７頁の５法人でございます。 【 議案に基づき、説明 】
議長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議長	ご異議なしと認め、報告第６号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。
議長	日程第７、議案第１０号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。 内容番号３号。
事務局	議案第１０号 農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては農業公社からの売渡が３件となっております。それでは内容番号３号についてご説明いたします。参考資料は３頁と４頁をご覧ください。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は福住〇〇番他計１５筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案１０頁をご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで認可公告日は令和８年８月１０日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

18 番	内容番号3号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは法人化され、畑作3品と玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。 内容番号4号。
事 務 局	内容番号4号についてご説明いたします。参考資料は5頁をご覧ください。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊富〇〇番〇他計3筆、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年8月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
5 番	内容番号4号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族3人で小麦と馬鈴薯を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。 内容番号5号。
事 務 局	内容番号5号についてご説明いたします。参考資料は6頁をご覧ください。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊富〇〇番〇他計4筆、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和8年8月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。
5 番	内容番号5号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族4人で小麦と馬鈴薯を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 議案第10号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」は承認することに決定いたします。

議 長	日程第 8、議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 内容番号 9 号。
事 務 局	今月の案件は全 2 件で内容につきましては売買が 2 件でございます。それでは内容番号 9 号から 1 0 号についてご説明いたします。内容番号 9 号 参考資料は 8 頁をご覧ください。本件は売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は都橋〇〇番〇他計 1 2 筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案 1 2 頁をご覧ください。申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料 9 頁の調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
8 番	内容番号 9 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは法人化し、肉用牛を肥育されるほか、デントコーンを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第 3 条の許可要件であります、法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないことを 7 月 7 日、川尻委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 9 号は適当と認めます。 内容番号 1 0 号。
事 務 局	内容番号 1 0 号 参考資料は 1 0 頁をご覧ください。本件も売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊幌〇〇番〇他計 3 筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。参考資料 1 1 頁の調査表にあるとおり、取得後、全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
1 7 番	内容番号 1 0 号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇が所有する農地を〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族 3 人で畑作 3 品と玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いします。なお、農地法第 3 条の許可要件であります、法第 3 条第 2 項各号要件に該当しないことを 6 月 2 4 日、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声）
事 務 局	ご異議なしと認め、内容番号 1 0 号は適当と認めます。 議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。
議 長	日程第 9、議案第 1 2 号「現況証明願について」を議題といたします。 内容番号 3 号。

事 務 局	内容番号3号についてご説明いたします。参考資料は13頁をご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は昭野〇〇番〇の1筆、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
3 番	内容番号3号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、宅地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを7月1日、川尻委員、鳥井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号3号は適当と認めます。 内容番号4号。
事 務 局	内容番号4号についてご説明いたします。参考資料は14頁をご覧ください。所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は野崎〇〇番〇他計3筆、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
1 番	内容番号4号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを7月3日、鎌仲委員、横山委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号4号は適当と認めます。 内容番号5号。
事 務 局	内容番号5号についてご説明いたします。参考資料は15頁をご覧ください。所有者は、〇〇の〇〇さん、願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は美富〇〇番〇の1筆、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
1 番	内容番号5号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この土地は現在、宅地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを7月3日、安藤委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号5号は適当と認めます。 内容番号6号。
事 務 局	内容番号6号についてご説明いたします。参考資料は16頁をご覧ください。所有者は〇〇の〇〇さん他1名、願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は西2条南2丁目〇〇番〇他計2筆、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、

	土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
12 番	内容番号6号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、宅地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを7月6日、安藤委員、横山委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号6号は適当と認めます。 議案第12号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。
議 長	日程第10、議案第13号「農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題といたします。 内容番号1号。
事 務 局	内容番号1号についてご説明いたします。参考資料は18頁をご覧ください。申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は稲美〇〇番他計11筆、土地明細につきましては16頁をご覧ください。面積は合計〇〇㎡、利用調整の経過につきましては申出日が令和8年7月1日、利用調整を行った時期が令和8年7月1日から令和8年7月15日、利用調整に当たったものは美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。議案第13号「農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定をいたします。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第4回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。
議 長	ご苦労様でした。
	閉会 午後1時55分

令和８年７月２１日開催の第４回美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第２２条第２項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員